

平成30年白老町議会産業厚生常任委員会会議録

平成30年 5月14日（月曜日）

開 会 午後 1時30分

閉 会 午後 2時44分

○会議に付した事件

所管事務調査

1. 白老町における民泊のあり方について
-

○出席委員（5名）

委員長	広地紀彰君	副委員長	本間広朗君
委員	氏家裕治君	委員	森哲也君
委員	山田和子君	委員	松田謙吾君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

経済振興課長	森玉樹君
経済振興課主幹	貳又聖規君

○職務のため出席した事務局職員

主 査	小野寺修男君
書 記	葉廣照美君

◎開会の宣告

○委員長（広地紀彰君） ただいまより産業厚生常任委員会を開会いたします。

（午後1時30分）

○委員長（広地紀彰君） 本日は白老町における民泊のあり方について前回資料の修正と質問事項等たくさん出ていました。白老町における宿泊状況の今後についてといった内容も盛り込んでより詳しく調査をさせていただきたいと考えています。

今回の経緯にあたって前回、委員の皆様には道の職員等もお呼びしてといった専門的見地からというお話をさせていただいていましたが、担当課とも調整を行いましてきょうはこのように町で対応するという事で事務局から経緯の説明をお願いします。

小野寺主査。

○事務局主査（小野寺修男君） 前回4月16日に実施をし、そのあと道のほうからも詳しい人と呼んではどうかという話もありまして、事務局で道に確認を取りました。第1回目のときにお手元の資料に載せていたと思いますけれども、北海道民泊の手引きという30年の4月1日北海道で作成したもの、それとそのときに同時に皆さんに渡していた、地域における新たな民泊のあり方ということで法施行に向けた取りまとめ、概要というもの。道のほうでそのほか新たなものはないということだったのですから今、委員長が言いましたように白老町でどのように進めていくのかということで、お話をしていたらどうだろうかと本日このようになりました。

○委員長（広地紀彰君） 説明のように白老町についても今後の考え方等も一定の整理も今し始めているということも踏まえて、きょうはそのように進めさせていただきたいと思います。

それでは早速ではありますが、担当課からの説明を求めたいと思います。

森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 経済振興課の森でございます。それではお手元の資料に沿ってご説明させていただきます。

まず大きな1点目でございます。前回資料の修正についてでございますが、前回の説明資料の中に白老町の業務分担ということでご説明させていただいておりますが、このたびは前回の質問事項について北海道とやりとりしていく中で処理方法につきまして前回の資料では全て苫小牧保健所に引き継ぎという表現にしていたのですけれども諸々、事案によって引き継ぎ先が変わることがわかりましたので今回表の整理をさせていただいております。例えばナンバー1の法律に係る対応・相談、町としましては経済振興課が窓口になりますけれども、その後その事案によって住宅宿泊事業の場合は北海道の民泊グループないし民泊制度のコールセンターへ案内、住宅宿泊管理業につきましては北海道開発局、それと住宅宿泊仲介業につきましては民泊のコールセンター、消防法に関しましては白老町の消防本部に引き継ぐといった内容に修正させていただいております。それとナンバー2、ナンバー3に関しまして町民生活、それと児童生徒へのトラブルの対応についてでございますけれども、こちらについては国などで今後、苦情窓口を開設する予定というふうに確認しております。それと上記以外の事案につきましては北海道の民泊グループまたは民泊のコールセ

ンターというような対処の方法になってございます。

続きまして、大きな2点目の前回の質問事項についてでございます。まず(1)としまして制限区域における制限対象になる居室数の考え方についてでございます。家主不在型の場合はその時点で制限対象となりますけれども、家主居住型の場合は届出住宅の居室数が5を超える場合に制限対象となります。この居室の数の考え方につきまして例として示させていただいております。ここにあります図でいきますと、いわゆる寝泊まりするための宿泊室と居間のイメージしていただくところのかと思いますけれども居室、これが全て定義上、居室という考え方になりまして①から⑥まで居室がございます。ただし、家主居住型の場合はその家主が居室⑤に住んでいると想定した場合ですけれども、ここの部屋とプラスその居室⑥の部分、こちらについては家主も使用しますので宿泊者の占有する部分とはならないために、このケースの場合は居室が4カ所といったような考え方になりますので、この場合は制限対象には当たらないという考え方になります。ただし、北海道のほうに確認しましたら具体的な事例、こういうケースなのだけれどもといった場合場合で回答の仕方、対応の仕方も変わる場合があるので、そういった部分につきましては北海道のほうに問い合わせしてほしいといったようなことも合わせて回答としていただいております。

続きまして2ページご覧願います。上段の部分につきましては今、ご説明した事柄に関しまして用語の説明、居室と宿泊室と宿泊者の使用に供する部分の用語の説明つけさせていただいておりますのでご確認いただければと思います。

続きまして、前回質問事項の(2)でございます。構造上の規制についてでございますが、住宅宿泊事業法に基づく民泊の場合「届出住宅の要件」、「安全の確保(非常用照明の設置等)」、「居室の床面積(宿泊者3.3平方メートル・1人)の確保」というものが求められておりますけれども、耐震基準等の規制はございません。それと「安全の確保」につきましては防火管理体制、避難経路図の提出等について消防法令に基づいて届出にあたって消防法令適合通知書というものが消防から出していたかなければいけないこととなっております。また、非常用照明の設置につきましては建築基準法を本人が確認した上で登録の際、チェック項目のところにチェックして届出するといったような流れになっておりますので、こちらについては届出される方自身が確認して提出することになっております。

続きまして、(3)の住宅宿泊管理業の資格についてでございます。今回、法律の中では資格ではなくて登録拒否という要件がございます。こちらにつきましては法第25条第11号におきまして、住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者は登録を拒否されるという形になってございます。それで必要な体制というのはどういったことかと言いますと、二重線の枠でガイドラインを抜粋させていただいております。本要件における必要な体制とは、住宅の管理に関する責任の所在及び費用の負担等について契約上明らかにし、適切に契約締結できる人的構成が確保されていることをいう。住宅の取引または管理に関する契約に係る依頼者との調整、契約に関する事項の説明、当該事項を記載した書面の作成及び交付といった、契約事務を伴う業務に2年以上従事した者であることまたはそれらの者と同等の能力を有すると認められることが必要になってございます。この中の同等の能力の部分でございますけれども、個人としては宅地建物取引士、マンション管理業務主任者、賃貸不動産経営管理士という資格を持っている個人が該当になります。ま

た法人の場合ですけれども、それら個人の場合の要件を満たす者を従業者として有する宅地建物取引業者、マンション管理業者、賃貸住宅管理業者が該当することになってございます。

続きまして、3ページでございます。大きい3点目の白老町における宿泊状況についてでございます。29年度の部分につきましては、まだ最終的な整理がついてございませんので26年度、27年度、28年度の3カ年分につきまして記載させていただいております。町全体の入込数は約80万人前後、それと宿泊の入込数の全体も約8万人前後で過去3カ年推移してございますけれども、こちらうち外国人の欄をごらんいただきたいのですけれども26年度から27年度、27年度から28年度は約2倍となっているような状況でございまして全国的にもそういう傾向でございまして、訪日外国人の旅行者がふえてきているという実態がここで読み取れるのかなと考えてございます。

続きまして、(2)の宿泊施設の状況でございます。虎杖浜から白老まで全部で20施設をうちのほうで把握しておりまして、客室数につきましては全体で282室、収容人数に空きましては846人の収容人数になってございます。

続きまして、4ページごらん願います。大きな4点目の白老町における民泊の今後について町として考え方を整理させていただいております。住宅宿泊事業法は国内で急速に普及した民泊サービス及び多様化する宿泊ニーズや逼迫する宿泊需給への対応とともに公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民泊に対応するために制定されたものであります。また、白老町は2020年4月に開設する民族共生象徴空間による交流人口の拡大を地域経済活性化の好機と捉えております。観光振興における民泊は滞在時間の拡大による観光消費額の増加に貢献されるものであり、今後、本町において民泊サービスが進展されると不足する宿泊施設を補完するものと期待するものであります。一方、本町には温泉ホテルや旅館があり、今後もホテル等宿泊施設の整備が検討されていることや町民とのトラブル防止に留意する必要があります。そのため、住居専用地域及び小中学校周辺での民泊営業に関しては、北海道条例において制限期間を設けたところがあります。今後、住宅宿泊事業法が施行開始され、民間事業者による民泊サービスの進展が予想される中、本町においては町民生活に支障をきたさず、適正な民泊サービスが推進されるよう注視していく必要があると考えております。本日の説明内容については以上でございます。

○委員長（広地紀彰君） それでは委員からの質疑をお受けしたいと思えます。前回資料の修正についてはごらんいただいたかと思えます。質問事項については整理をされて今、再提出いただいております。白老町における宿泊状況や今後についてといった考え方も、お示しいただいているところでもあります。委員のみなさん、ざっくばらんにどの観点からでもけっこうですので質問ある方はどうぞ。

山田委員。

○委員（山田和子君） 山田です。3ページの白老地区の宿泊施設で狩田となっているのですが狩野ではなかったでしょうか。

観光入込数の中で外国人が倍々でふえているということで町としていろいろな支援策を講じているのは承知しているところなのですが、例えばメニューの外国語化ですとか今後、さらにどのような支援ができるか考えていることがあればお聞かせください。

○委員長（広地紀彰君） 貳又経済振興課主幹。

○経済振興課主幹（貳又聖規君） 申しわけございません、狩野です。今後の支援策につきましては国の地方創生推進交付金を活用いたしまして、観光関連施設、飲食店とお土産施設と体験施設等に対して今度はポケットクと言われるような翻訳機、50数カ国の国々の言語対応ができてさらに学習能力も高いというようなものがあるのですけれども、それらを活用したいという事業者様のお声があるものですから、例えば今までの飲食店のメニューだとかの英語説明があったりしていますが、それに加え機器を活用した実践的な接遇や実証実験を行いたいというふうには考えてございます。

○委員長（広地紀彰君） 山田委員。

○委員（山田和子君） 実証実験の時期はいつ頃と考えていらっしゃいますか。

○委員長（広地紀彰君） 貳又経済振興課主幹。

○経済振興課主幹（貳又聖規君） 今、実際に4月27日に町のホームページにて公募型プロポーザルをすると、価格競争ではなくて企画で判断させていただきたいということで公募型プロポーザルを公表しております。その中で各企画会社のほうから手が挙がっております。それを踏まえて5月23日にプレゼンを行います。そのプレゼンを行い審議した結果、6月上旬には契約締結をいたしまして6月上旬から翌2月28日までの期間をもちまして事業を実施していきたいと考えてございます。ですから実質動いていくのは夏、秋には実験ができることかと考えております。

○委員長（広地紀彰君） 関連しているので、その対象事業者というのは外国人の接遇にかかわる業種、例えば民泊もそうですし飲食店さんとか、そういった外国人の受け入れにかかわる業種については大体、対象になるというような整理でよろしいですか。

貳又経済振興課主幹。

○経済振興課主幹（貳又聖規君） そのお考えでよろしいです。ただやはり民間事業者もそうなのですけれど、例えば消防などそういった緊急的に対応しなければならないところも視野に入れていきたいというふうには考えてございます。

○委員長（広地紀彰君） わかりました。それでは、ほかの委員からの質疑をお受けします。

森委員。

○委員（森 哲也君） 森です。テレビの報道とかを見たら違法民泊の問題などが出ているので、民泊の今後についての4ページの最後の適正な民泊サービスが推進されるよう注視していく必要があると、本当にそのとおりでと思うのです。例えば営業日数が180日以内ということなのですが、この180日以内のチェックというのは申告してもらうのですか、それともこちら側から調べに行くのか、そこら辺の体制をお伺いします。

○委員長（広地紀彰君） 貳又主幹。

○経済振興課主幹（貳又聖規君） この営業日数の180日の関係は1カ月ごとに受け入れした方が道なり国のほうに報告義務というのがございますので、そこはしっかりした体制がとれていると、そこは町だけで全て行うということではなくて、そういった官公庁との連携を持って進めていくという考えでございます。

○委員長（広地紀彰君） 森委員。

○委員（森 哲也君） 森です。180日以内ということで、細かい話になってしまうと思うのですが、居室が複数ある場合、この図で言うと①、②、③とあるのですが、①、②で180日やって次の180日

後に③、④と切りかえて同一建物で180日なのか居室で180日なのか、そのところをお伺いします。

○委員長（広地紀彰君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 報告の考え方ですけれども、基本的には届出住宅ごとに報告するということになりますので居室ということではないと思います。

○委員長（広地紀彰君） 本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） せっかく新しい民泊新法ができるので、先ほど言ったように町内では宿泊施設が今後足りなくなるであろうという予想の中で、できればこの民泊というのは推し進める形になってくれればいいかなとは思っています。このいわゆる民泊をまちがどのようにやるのか、それとも別な事業者がきてやるのか、その辺のところをきちんとやらないと、せっかく民泊の新法ができて、今見ただけでもなかなか難しいのではないのかハードルが高いとかそういうことになってしまうと、やる人もできなくなってしまうと思うのです。その辺のところをきちんと面倒見てあげないと、私やりたいのだけれど何か面倒くさそうだからやらないわということにはならないように。せっかくやりたいというのでしたら、できるだけそうやってもっていけるような形をまちでやるのか、それとも事業者をお願いしてやるのか、その辺のまちの考えをまずお聞かせ願います。それと、どこでそういう法律ができたからみなさんどうですかと、テレビでも見たことあるのですけれども、たぶんまちではなくて事業者さんだと思うのです。どこかの村に行ってやりたい人いませんかと、民泊やりたい人いませんかといったら、普通の主婦が私やりたいからといってたまたまその日は取り上げられて泊まらせるところまでいったという、そういう報道をやっていたのです。普通の人でもやろうと思えばできる話なので、何だかんだホテルとかを構えてやるというわけではないので、やってみたいというか少しでも収入になればいいとか。文化とか知る上で地場の産物とかいろいろなものを取り入れていろいろと紹介する場面もできていいと思うのですよ。私は別にマイナス思考ではなくて、できればまちがしっかりとその辺、事業者がいないのであればまちが宣伝も兼ねて面倒を見てあげるような。今、窓口あると言ったけれど、どこまで面倒見てもらえるのかと、開設までやってもらえれば一番いいのだけれど。そこまでの考えを持ってやっていかないと、なかなか進んでいかないと思うので、せっかくこういう新法ができたのなら、まちとして力を入れてやるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（広地紀彰君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） きょうこの場で町としての立ち位置といいますか、町がいわゆる事業者となって民泊をやるですとか、そういったことについて今は考えておりません。ご質問の内容はどういった支援の部分になるのかとは思いますが、それについてもまずは当たり前ですけれども民間事業者さんの中で、そういった民泊サービスというのがでてくるのだと思います。まずその状況がどうなっていくのかといったところを見ていく必要があるなどは思っております。先ほどの事例のケースですけれども、従前は旅館業法か農泊というような制度でしか、そういった行為できませんのでいわゆる農泊というような対応でやっていたのかなというふうには思います。ただ本年6月15日からは民泊、法律が施行されますので、消防には実は先ほどの消防法令適用通知書の関係で、町内の方、町外町内の物件を所有されている方の問合せ等々、対応もすでに始まっているというふうには聞いてございますので一部、町内でもそういう動きが出てきているのかなといっ

たような押さえは経済振興課としてもしているところでもあります。いずれにしても先ほどの町の考え方として町民生活に支障をきたさず適正に民泊サービスを進められるということが一番だと考えますので、町としての具体的な取り組み方については今後の推移を見ながら検討させていただけたらなと考えております。

それと町民向けのアナウンスなのですけれども、前回にもご説明させていただいたのですけれども、6月広報に少し小さい記事を書けるとともに簡単な民泊についてのチラシを作成をしております、6月の広報と合わせて町内回覧もしくは全戸配布、決めていないのですけれども、そういった形で町民向けの周知はする予定をしております。

○委員長（広地紀彰君） 本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） 大体わかりました。本当に私はいい制度で、もっともっとどこの部署で力を入れていいのかというの、私もまだまだ勉強不足でわからないのですけれども。やはりもっとも一人でもそういう気持ちがあるのならできるような。あと面倒くさいようなことというのですけれども、要はそれにのっかってやればいいだけの話で、そんなに私は難しくはないと思うのですよ。空き部屋や空き家を利用するのは。要するに空き家対策の1つにもなると思いますので、空き家対策は担当課は違うかもしれないけれど。いろんな連携をしてやっていけば、その方たちは収入を得て潤いのある生活ができればいいかなとは個人的には思っているので、その辺のところまでもしっかりやっていけるような体制の構築をしていかなければ、これはいつまでたっても進まない。面倒くさいからだめだなという形になってしまうような気がするので、あえて言わせてもらいました。これからの話だから、経済振興課としてもっともっと力を入れてやるべきだと私は思います。

○委員長（広地紀彰君） 貳又経済振興課主幹。

○経済振興課主幹（貳又聖規君） 民泊についてメディア等で住民トラブル、環境トラブル等出されておりますが本間副委員長がおっしゃるように空き家対策でうまく活用している自治体もちらほら出てきているようなことも聞いておりますので、そういったことも踏まえながら白老としてどうあるべきかというところを構築していきたいと考えます。

○委員長（広地紀彰君） それでは、ほかの委員からの質問をお願いします。

氏家委員。

○委員（氏家祐治君） 氏家です。多分これからまだまだ整備が進んでいく法律だと思いますけれども若干、確認だけさせていただきたいと思います。民泊という事業に着手したいという例えば居住型の場合と居住型ではない場合の相談体制というのは経済振興課の中で相談窓口は設けられるということの確認が1つ。家主居住型と不在型の場合の先ほどきょうの資料の中で、住宅宿泊管理業の資格についてという部分があるのだけれども、そこについてもこれはあくまでも家主居住型なのか居住型も居住型ではなくても、こういった資格が必要になってくるのかどうか、ここではわかりません。私は家主居住型の場合はきちんとした届出さえできれば、こういったものに左右されないと自分で思っていたのだけれど。どちらであっても個人の資格が必要になってくるのが1点。今、民泊を海外向けの人たちに提供しようとするそういう動きの中で進められているのだけれど、白老町の各中学校が修学旅行で訪れる岩手県だとか向うのほうで、民泊を使って田植え体験をやっ

ているところがあるでしょう。そうしたら民泊となると、いきなり海外向けに白老のまちの中に特に高齢者の多いまちの中で海外の方々を受け入れる体制がすぐ整うかというとなかなか難しいと思うのです。言語の関係もそうだけれども、慣れていない人たちが海外の人たちをいきなり受け入れるというのはなかなか難しいかもしれない。白老町だってほかのまちから修学旅行の関係で手をつけたっていいのではないかなと思うのです。ということは逆に白老の文化歴史を例えば泊まりに来た人たちに白老のまちというのはこうなのだよという話をしてあげるだけでも、ほかの地域から来た人たちにとっては学ぶ機会であったり、ちょっとした歴史を学ぶことで民泊の意味もまた広がるような気がする。そういうことから慣れてきて、はじめて今度は海外の人でも受け入れてみようかという気持ちにさせてあげることが大事なような気がするのだけれど。もし自分がそういう立場だったら、そういうところからスタートしたほうが入りやすいかなと思ったりするのだけれど。特に2020年象徴空間が整備されてアイヌ民族博物館ができて、本当に小さな話かもしれないけれど白老町の成り立ちみたいなものが各家庭の民泊の中で実施されるような、そうであればこういうことに向けて民泊に登録するご家庭の方いらっしゃいませんかと呼びかけることもできるかもしれない。こういうことで使わせてもらいたいとか。だから、あまり海外向け海外向けというところに目を向けてしまうと制約されてしまって、うちは無理だねみたいな話にもなりかねないと思ったりもするのだから。その辺についての考え方について。もし自分が民泊をやろうとするのだったら、そういうところから空いている部屋を修学旅行で来たときに生徒さんたちに提供するぐらいの部屋だったらうち2部屋くらいあるよとか、そういうふうにしてはじめてらどうなのかなと思ったりしたものだから。

○委員長（広地紀彰君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 3点ほどご質問あったかと思えます。

まず2点目の住宅宿泊管理業の資格の部分なのですが、こちら側につきましてはまず家主居住型の物件を委託契約を受けて管理する場合にこういう資格のある個人ないし法人でないと管理業を営めませんといったことです。ですから家主居住型については家主さんが直接、都道府県に届け出るというような形になりますので、管理業の資格云々というのはいらないということになります。それと町のほうの相談の体制なのですが、基本的には1つ届出住宅に関しましては都道府県の事務になっていますので、相談で例えば町民の方が我々のところに来たときには当然、まずお話を伺います。その上で今回、書類の方法のところに記載させていただいたように道の民泊グループないしコールセンター、こちらに申し訳ないですけれども問い合わせをお願いしますと。なぜかと言いますと我々その業務を遂行するための権限も権利も有しておりませんので、私どもの立場でもし誤ったことをお伝えしても相手の方に迷惑かける話になりますので、そこはきちんとどういう内容なのかお話を伺った上で、それはこちらに問い合わせしてくださいといったようなアナウンスをするということがまず1つ我々の業務になるのかなと考えてございます。1点目、2点目にきましては以上です。3点目のほうは貳又主幹のほうから説明いたします。

○委員長（広地紀彰君） 貳又経済振興課主幹。

○経済振興課主幹（貳又聖規君） 3点目の関係でございます。こちらまさしく地方創生推進交付金の中で今回6本の事業のプロポーザルをしておりますが、その中で来訪者の回遊性を向上させる

という事業と教育旅行の研究事業というのがありまして、その中で国内の教育旅行を対応とした民泊のあり方について調査を進めるということになっておりまして、やはり我々も実際には小さなステップから受け入れをどんどんどんどんしていき海外にというところの、そういうステップでは考えてございます。

○委員長（広地紀彰君） 氏家委員。

○委員（氏家祐治君） 氏家です。1点目、2点目については窓口の中できちんとした交通整理がされることはしていただきたいと思うことが1点。家主居住型の住宅であって、家主さんが届け出るよと、そのかわり消防法だとかいろんなことに関しての具体的にどこで聞いて、どうすればいいのかというそういうことについてもきちんとした相談があればそちらで受けてもらえる、そのくらいの分については受けられるのだろうと思うから、その辺についてもしっかりしていただきたいという部分と。今の地方創生の中で取り組むべき国内向けの修学旅行生だとかの誘致、そこを真剣にやるべきだなと思います。町民の方たちがこの制度に慣れるということが大事なことだと思うのです。要ははじめてのことやるのに高齢者の人たち、こんなことうちらできるわけないでしょうとなくなってしまったら、それで終わってしまうものだから。せめて修学旅行生の1人、2人だったらうちだったらいいよだとか、うちは部屋3つ空いているから6人くらいだったら何とかなるよだとか、そういう調査も必要になってくるでしょう。そういうことが根底にあって、なおかつこういうことができたのだから今度はどうですかと、こういう依頼がけっこう白老町にきているのですがどうですかというような働きかけだとか情報提供だとかというのがあって次のステップに進んでいけるような気がするものだから聞きました。その辺について、もしそういう考え方があるのなら大々的に政策としてやっていくべきではないのではないかと思います。そうしないと民泊をやろうとする人たちも漠然としたものの中ではなかなか取り組みづらいものかもしれない。今まで以上に取り組みやすいのかもしれないけれど。白老町にとっての各地域に住んでいらっしゃる方々、高齢者の方々にとってはきちんとわかりやすく説明をしてあげて、そこで実績を自分で積み重ねられるような環境をつくってあげることが大事なことなのかなと思っていますので、その辺についてはもし経済振興課が率先してそういった情報提供ができるのであればやってもらったほうが良いような気がするのです。北海道に任せるわけではないでしょう。白老町の民泊のあり方をどう考えるかなのだから。

○委員長（広地紀彰君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） まず窓口としての交通整理の部分なのですが、消防の関係も出てきますのでそうなりますと、事案によってきちんと消防に行って確認してくださいですかそういうようなアナウンスを合わせてしなければいけないと思っております。町民の方たちは、この制度になじんで使えるようにといった部分のお話ですけれども、今年度から教育旅行の関係の受け入れとして、そういった取り組みができないかどうかの調査、検討というものを30年度動きたいと思っております。その中で、きちんと町の事業として取り組めるのかどうか、町内にニーズがあるかどうかといった部分も当然、調査しなければいけないと思っておりますので、そういった部分をまず今年度、実施していきたいと考えております。

○委員長（広地紀彰君） 氏家委員。

○委員（氏家祐治君） 白老町に売るものがないとかではなくて、白老町は先ほども言ったけれど

2020年に民族共生象徴空間ができ、アイヌ文化を発信していく1つの中心になっていくわけだから、一つの白老町の成り立ちだとか、地方から北海道からくるところを考えたときにアイヌ文化のいろいろな身近の話をしてあげられる、それは若い人たちよりも今の高齢者の方たちのほうができると思います。どういったことを目的に民泊をするのだということも含めて教育旅行の関係で、きちんと目的と利用の部分については明確にして推進していただきたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 貳又経済振興課主幹。

○経済振興課主幹（貳又聖規君） 今回、国の事業を使って6つの事業のプロポーザルをしているというお話ししておりますけれども事業の役割を大きく分けると、まず回遊性を高めますよというのが1つです。それに対するガイド、担い手を要請しますよと。それと受け入れ環境が多言語化だったり、そういうことを整備しましょうというところがあります。それでお話が出ておりましたアイヌ文化の身近な話をする、今回ガイド育成の事業の中で今までとは違った形で対象者の方々も幅広いのです。例えばアイヌの方は神としてあがめているのになぜ熊を食べるのですか、といったようなことをきちんと語るようなことも取り組んでいきたいと考えております。

○委員長（広地紀彰君） 今、各委員のほうからさまざまな意見が出ましたので、私のほうから確認も踏まえて、町としては適正利用を図っていききたいと。さまざまなニーズも含めて調査もかけていきたいというようなお話も具体的にありましたが、基本的な考え方として今、宿泊人数が8万人前後と180万人の交流人口の中でも4、5%ですよ。今回の住宅宿泊事業法の中でも空き家対策として空き家の廃屋化を防げて有効活用を図っていききたいというような議論もあった部分は承知しているのですが、そういった観点から見て町としてはこの民泊というのは基本的には適正利用を押さえて、更にニーズ調査も踏まえて今後の発展段階としては推進していくべきというような考え方に立っているのかどうかについて、現状のところでけっこうですのでお伺いします。

森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 率直に申し上げまして、今のご質問に対して前向きな答弁は今この場では控えさせていただきたいと正直思っております。推進していく立場かどうか当然、法律施行されますので推進していくというのは推進法ですので決まっておりますけれども、町としての立ち位置、どういうスタンスで法律の推進にかかわっていくのかというのが今まだ具体的に持ち得ていないというのが状況でございます。そのために1つ、町の取り組みとしましては今年度から教育旅行向けの部分で活用はできないかですとかの調査に入ります。それと同時に当然、町内でも民間事業者により民泊サービスが何かしらの形で動き出していきます。そういったところを見た上で、町としての対応、何をしなければならぬのかといった部分については深めていかなければいけないと考えておりますので、少し時間が必要かなと考えております。

○委員長（広地紀彰君） わかりました。制度が今、導入された段階ですので、町としても対応の仕方や今後の動きを注視していくといった部分の立ち位置は十分に理解できました。それに関連して住民とのトラブルだとかデメリット面も少しずつ表れはじめている中でメリット面にも着目していったほうがいいのかと思うのです。具体的に経済効果的な何でもかんでもという形にはならないのですけれども、白老町の交流人口の傾向なのですけれども人数だけ見れば北海道の中でもトップ20位には入るぐらい交流人口は十分な数がいて大変賑わっているような統計上は表れなのですけれども

も、実際のところなかなか町内の経済効果に結びついていないという側面も議会懇談会でも言われたりするので。去年、私も産業厚生の方科会の中でそういった話を住民の皆さんから聞いていたものですから。期待される場所ではあるのですけれども、そういった民泊のメリット面というものを町としてはどのように、経済効果側面、その他について押さえをしているのかどうか最後確認させてください。

森経済振興課長。

○**経済振興課長（森 玉樹君）** 最後の民泊の今後についても記載させていただいておりますけれども、1つ観光の側面で考えますと消費額を拡大させるためには滞在時間を延ばしていくといった取り組みは当然必要だと思っています。その中で民泊サービスの展開の中で旅行者の滞在時間が延びて、そうしますと当然、夕食も取ったりしますし、そういった観光消費額の拡大につながるというふうに考えておりますので、当然そういう民泊サービスが展開されていけばそういったメリットというのが出てくるのかなというふうには考えております。

1点、先ほど森委員のご質問のあった件について訂正させてください。住宅宿泊事業者さんの定期報告、先ほど1カ月と言いましたけれど正式には定期報告の頻度は2カ月に1回というふうになっておりますので修正させてください。

○**委員長（広地紀彰君）** それでは、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（広地紀彰君）** それでは担当課のみなさんの退席を求めたいと思います。大変、資料も充実した資料をありがとうございました。

それでは担当課からの説明を受けまして、最後、皆様からのご意見の取りまとめのために自由討議の時間を少々設けさせていただきたいと思います。

きょうと前回と二度にわたり所管事務調査を担当課からの説明で進めてまいりました。山田委員のほうからは外国人の方の受け入れ態勢についてのご質問を頂いております。森委員のほうからは制度の適正運用ということで対象日数等の制度運用上の観点からのご質問、本間副委員長からは力を入れていくべきではという立ち位置から町民向けのアナウンスや担当課の連携を含めて体制をきちんと構築していくべきだといったようなご意見をちょうだいしています。氏家委員からはインバウンドの前段としての修学旅行の受け入れ、白老町の特性、文化等々の活用も図りながら修学旅行の受け入れや取り組みやすい切り口から取り組んでいき、町民の習熟も図るべきといったようなことを相談窓口の充実等も含めて政策として押さえていくべきではという意見を今いただいたところです。こういった意見を元にして、皆さんで例えば補足や委員同士のご意見交えて最終的な取りまとめにしていきたいと思うのですが、今の感想的な部分でもいいのですが、ご意見ありませんか。

氏家委員。

○**委員（氏家祐治君）** 氏家です。例えば民泊を観光の面で考えると、これは大事なことだと思うし必要なことだと思うのだけれど。私はもっとせっかく今、象徴空間ができて博物館ができて白老町を知ってもらおうとか、来た人たちにはもっともっと白老町のリピーターになってもらいたいと思う気持ちがあるのだったら、教育旅行も大事なのだけれど、一般の国内向けの観光客の方々にもこういった制度をもっともっとアピールしてもいいのかなと思ったりするので。例えば2045年

とか2040年に白老町の人口がどうなっていくのかというのは前回、いろいろな資料が新聞報道されたりなんかして、ああいうのを見ているとこのままの状態を続けていけば当然ああなるのだということとはみなさんがわかっていること。そうならないために何をしなければいけないのかということを実際に考えたときに民泊も一つのアイテムの中に組み込んで、しっかり制度化をしていかなければいけないのかなと思うのですよ。ただ観光のためにだとかただ何かのためにとかいうのではなくて、まちとして何を一番の目的にこういった民泊をやるかということも含めて、やっぱり議論したほうが僕はもっと画期的なものになっていくのかなと思ったりする。若い人たちはお金があるとかないとかという問題ではなくて、例えばもっとリーズナブルに観光に来た人たちが白老町のまちの歴史だとかいろんなことを知って例えば自然だとか、その中から見えてくるあそこ行ってみたらいいのではないのだとか本当に気軽にそういう話ができる民泊であれば利用者さんも中に入っているのかなと、そういう人も入っているのかなと思ったりするものだから。通常の観光ガイドでは聞けないような話でも白老のまちの中ではタケノコの時期になったらこういうふうにしていけるのだよだとか、一般の民泊も含めてそういう周知活動を、それを何のためにするのかということも含めてやったらいいのではないかなと思ったりする。そうすると高齢者が持っているおうちを空いている部屋を子供がいなくなって使い道のない部屋1つ、2つを例えば観光客の方々にも提供しながらというようなことも考えられたりするのかなと。普通の家で食べている家庭料理だよというふうにして振る舞っていただくでもいいわけだし、何か料理人を頼んでどうのこうのとかがというわけでもないだろうから、そういう考え方もあってもいいのかなと思ったりもしました。

○委員長（広地紀彰君） 人口減少社会の中で白老町を知ってもらおうという側面もあったり特性を活用していくと、そういった肩肘を張らない交流人口に対応する考え方を1つとしての側面もあるのではないかという、端的に宿泊業者が足りないから部屋の数をふやす、金を落としていく観光業を充実させるというだけではない価値が見出されるのではないかというご意見ちょうだいしましたけれども。実際問題、難しいなという印象もありましたよね。制度も二度にわたって説明いただいて、なかなか白老町でこれを次々と展開していただきたいくところではあるのですけれども。

氏家委員。

○委員（氏家祐治君） その届出も家主居住型の場合と空いている家をどこかに委託してやらせる場合と、いろんなやり方があるのかもしれないけれど、何か一つのモデルみたいなものがあってそこからはじまらないと。たぶん頭の中で想像していてもなかなか難しそうだなと思ってできないというふうになってしまいます。誰かが手を挙げたときに説明会に行ってみようかと、これだけただできるのかとか。消防法やなんかについても例えば消防に行ってみようかと、ただ聞いて見てもらってこういうところを直さなければならぬみたいなことを言われる程度のものでいいのかみたいな。そういう入り口を何かモデル的にやるところがあって、はじめて私のところもできるわみたいなことになってくるのかなと思ったりするのです。

○委員長（広地紀彰君） 山田委員。

○委員（山田和子君） 山田です。氏家委員おっしゃった観点も非常に重要だと思うのですが、私が思い描く民泊というのは空き家対策の1つとして民泊はいいのではないかなというふうにも思っているのです。高齢者がふえていて息子さんとか娘さんだとかが地方に出てらして、高齢者にな

ったご両親が空き家になってしまって家をどうしようかという課題がすごく多いと思うのです。それを民泊として活用する場合に今、町としての支援はまだここで申し上げることはないというふうにおっしゃったように町として方向性はっきりしていないのですけれど。推進していくのであれば空き家を民泊として活用するときのリフォームするのを助成するであるとか、空き家となった場合すぐにこういう民泊として活用する方法がありますよという情報を紹介するであるとか、さまざまな支援の方法があると思うのです。そういうことをやっていくのかやっついていかないのかもまだ全然、不透明な感じだけれども、ここの委員会でそういうことをやっていくべきだとかそういう意見の議論をしていく必要もあるのではないかなというふうに思っているんな話をお聞きしていました。ただ教育旅行でばらばらに子供たちを受け入れるのではなく小規模の学校だったらものすごくいいと思いますけれど、大きな学校ではいろいろな観点から面倒なことが多いかなというふうには思いません。そういう小規模の学校の教育旅行ではすごく有効なことかなというふうには思ってお聞きしていました。今、スポーツ交流のホームステイ先を探すのでもすごく苦勞するのですよ。そういう時代だからこそ逆にコミュニケーションが大切なのだよとか地元の高齢者と触れ合うことも大切なのだよということを学ぶ上でも、そういうことも大事かなと思います。実際にはホームステイ先を探すことでさえ大変だという実態の中でそういうことを目的として民泊をやられるお宅がどのくらいあるかなというのがすごく心配になるというところも感じたところでもあります。いろいろ議論していきたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） まだ町として推進していくべきであるという考え方にはまだ立てないといった部分、時期的な部分から見ても理解はされているとは思うのですけれども。だからこそ私たちが所管事務調査の中で推進していくべきだと、実際に周知や運用の仕方、相談窓口、消防法令等々をクリアしていくための支援を例えばモデル化してというお話もありましたけれど、そういったことをどんどん訴えていくというのは大変意義深い所管事務調査になるのかなとは思うのです。確かに現状としてホームステイで外国人の方を泊めるの大変ですし、現状として白老町内にも貸別荘がたくさんあるのですよね。もう事業化されている方もいらっしゃると思います。そういった既存のさまざまな取り組みと今後の民泊というのも、どのように整理していくのかということもあるかと思うのですけれど。

氏家委員。

○委員（氏家祐治君） 空き家対策という部分大事ですよ。別荘を持っている方々の一個団体を登録して、それを一括管理させておけばいいわけだから。そういうやり方だってあるわけですよ。それは管理させるのだから、きちんとした資格者かそれと同等の資格を持っている人たちがやればいいだけの話なのだけれど。いずれにしても、そういうやり方を1つ。それから同居型を1つ。そういうパターンを分けないといけない。例えば民泊で利用できる住宅が白老町内でどれだけ確保できるのかということも実際問題そういった調査してもらわないといけない。その中では今、山田委員が言われた空き家対策についてもリフォームすることにまちが支援するというのは、ある程度の制限をつけなければいけないかもしれない。10年なら10年、転売してはだめですよみたいな話になると思う。町が支援するなら、民泊として使うということの一つの条件に融資を受けるわけでしょう。では10年は10年という規制が必要になってくる。でも、そういった規制をつけてでもやる業

者にしてみればやる、個人にしてみればいいのであればそれは進めていけばいいのだから。それは個人にも言えることになってしまうから。

○委員長（広地紀彰君） お話の中で空き家対策の一環としての捉えもというお話もいただいております。実際、松田委員詳しいかと思うのですけれども、例えばただでもらってくれというような空き家がちらほら出るようなまちの状況の中で、ただ固定資産税等々払って維持も厳しいといった方たちにその空いたものを管理業者等の問題もありますけれども活用していかないと廃屋になっていってしまうという状況、多々見受けられるまちですからね。松田委員はこの民泊というのどんな感じで捉えられていますか。

松田委員。

○委員（松田謙吾君） 人ごとになるのだけれど、民泊も大事なことだけれど。私は観光入込が170万人、今度また100万人くる、280万人。そうすると人口の150倍だよ。これだけの人がきているのに今、民泊だとか何だとか騒いでる暇があるのかと。もう少しきちんとこの人方をどう取り入れるかというもう少し大きな視点でものを考えないのかなと思って。170万人をどう数えているのかわからないのだけれど。先ほど委員長も言ったように北海道有数の入り込みだと。もう少し別な視点で、とにかくもう少し盛り上げて白老のまちをたくさん歩くような姿をつくっていきけるようなチャンスだと思うのだけれど。そこを今、民泊とか何とか心配する前にいっぱい金儲けぶら下がっていると思うのだけれど。なぜそういうところに視点がいかずまちのほうもやらないのかなと思って、私はいつもそう思っているのだけれどね。

○委員長（広地紀彰君） やはり経済効果と政策化だと思うのですよ。ただ単に例えば1つ、民泊の新法できたと対応しないとだめだとか、そういう個別の対応だけではなくて、もっと象徴空間開設ももちろん踏まえた経済効果、おそらく計算上は270万人にはなるわけですよ。もちろん計算の仕方あるけれども。それにしても相当数ふえるのは見えている中で、それをただ単に素通りさせていいのかどうかと。それを白老町の経済効果も含めた元気、更にそれを政策として民泊だけではなくて幅広く大きく捉えた中で例えば民泊はこうしていこうとか、ほかの政策はこうしていこうというような全体的な施策にしていけないといけないという部分は。

松田委員。

○委員（松田謙吾君） 白老の人を今集める政策としては牛肉祭りとか港まつりくらいしかないのだよね。虎杖浜の温泉もあるけれど。もう少し人を集める大きな、何かまちをあげて動かすべきだと思う。そういうところにお金を使えばいいのだよな、もう少し。私はいつもそこを思っているのだよ。

○委員長（広地紀彰君） 大きな人を動かしていく、ただ単に象徴空間ができるからそれに対応して何かをすとかという考え方ではなくて、白老町の特性を生かしながら白老町がどのように政策を考えていくかというのを考えていくべきではないのかと。

松田委員。

○委員（松田謙吾君） どうも最近、新聞でも白老のいいこと、たくさん人の入り込みの話がないのだよね。例えばこの辺にしても厚真町だとかむかわ町だとか、けっこうあるよね、そういう宣伝が。効果が何かもう少し象徴空間に絡めてでも何でも、もう少し人を呼び込む方を何か真剣に考

えるべきだと思うのです。

○委員長（広地紀彰君） 方策を考える、まさに今という時期という部分ですね。

本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） 家族4人、5人で旅館とかホテルに泊まると高くなる、民泊に泊まれば安くなる、その分何かおいしいものを食べられるとか何かそういうメリットが大きいように思う。だからいろんなニーズ調査をしてきちんとできるかどうかある程度は確保しておいてそういう人たちに対応できるようなことになればいいなという意見だったので、おそらくこれはビジネスよと、きちんとビジネスを確立してきちんとお客さん、もちろん外国人対応もそうですけれど、できるような人でなければならないけれど。なかなか先ほどから高齢者どうのこうのと、その辺のところはなかなかデメリットの部分になるかもしれないけれど先ほどのようないろんなタブレットのようなそういうものを使えばある程度の、おばあちゃんのような人も片言の英語で通じてとっても楽しかったと、その人は1人暮らしで本当に1対1で茶の間で一緒に食事して帰ってすごく楽しかったと、送り迎えもしたり本当に1人で民泊やったと。そういう部分で個人客の受け入れ態勢を想定して、団体客はホテルとか旅館に泊まればいいので、そういう民泊はきめ細かいサービスができるというのも民泊のよさだと思うので、どこまでサービスするかによっても違うのだけれど。その辺の部分ももっともっとまちが力を入れてやっていくべきだと思うし、なかなかまちは腰が重いようだけれど、委員会としてしっかりとその辺のところを踏まえてやってもらえるように報告するなり何かをするなり、何か聞いていると道のほうでお願いしますというような言い方になってくるとなかなか進まないような気がして、どうも腰が重いような感じがするので。これからやっぱりビジネスはベンチャー企業も大きいまちでは世間ではベンチャー企業も入ってきて空き家の確保もして自分たちで営業しようとして出てきていますので、そういう個人が私ちょっとできないから事業者さんをお願いして私も民泊やりたいというパターンも出てくると思いますので、その辺の細かいところまではなかなか今ここで言えないけれど、そういうことも考えられるので細かい個人向けに対応ができる民泊というのはいい法律ができたのではないかなと思うので、そういうふうにしてやっていけばやってやれないことではないと思います。先ほどみなさんが言うようにここに文化とか回遊とか個人で自分でガイドみたいになって、まちを大人数ではないのでお客さんを周遊したりもできるというのもあると思いますので、その辺のところも町がしっかりこういうこともできます、ああいうこともできますと、もちろん教育旅行も含めてやれますよというところをきちんとPRしてやらないと、なかなか今話を聞くだけでは進まない町が重い腰を上げていただけるかどうかというのは厳しいのかなと思って、委員会では強く私は言うべきだと思うのですけれど。

○委員長（広地紀彰君） 今の件については、みなさんいろんな観点から大きな経済的な視点としての捉えで今100万人ふえると言っているのに見えないといった部分を今こそ真剣に考えていくべきだというお考え方からみても、逆に経済効果のみならず白老町を知ってもらったり触れ合いをしたり特性を生かしたりだとか、本間副委員長からもあったように個人旅行も対応できるのではないかと民泊の利点を生かしていくべきだと、そういったような観点からみても委員会としてはもっと町がしっかりと政策的に率先してやっていくべきだという方向性になっていけばいいのかなと、そういうようなまとめの仕方よろしいですか。

氏家委員。

○委員（氏家祐治君） 松田委員も言われているし本間副委員長も言っていたように、要は20年後の白老町を描けるのかという話ですよね。20年後の白老町、こうしたいとこういうまちをつくっていきたいから例えばいろんなものがぶら下がっている。そのうちの何を今やろうとしているのかというの、その中の1つに民泊というのがあるだけだと思うのです。今回、所管事務をとっているから民泊についてはさまざまな意見が出ているから、それをまとめていけばいいのだけれど、20年後の白老町の絵が描けないで民泊だけ何とかやろうやと言ったって、先ほど言ったように百何十万人もくる人たちをどうするのと、ビジネスホテル1つもないのに。今それこそ星野リゾートさんがきてやろうとしているけれども、あれだけで足りるのかという話だとか。どうやって受け入れて民泊がどういう役割を示して民泊に来たお客さんたちをどう白老町の中で生かしてしていくのかという話だって、一つの20年後の今の状態では白老町の絵が描けないから。描けないから一つ一つの議論にしかならないと思います。要はこの白老町の20年後を誰が描いていくのか。その描いていく中で民泊がこういう位置にあるだとか、観光はこういう位置にあるだとか。そのためにどうしていかなければならないのかというのがあるような気がするから、そういったところも1点入れておいてもらって、所管事務を取った今回の民泊について整理してもらえたらいいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 今のお話と松田委員からもあったとおり全体的な大きな捉えとして民泊頑張れではなくて、白老町のいみじくも20年後をどう考えていくのかといった部分をきちんと政策として捉えて更に経済政策等に象徴空間の開設も控えて経済政策もどうしていくのかと、さらにその中の一環として民泊についてどのように対応するかといったような大きな枠組みの中で、しっかりと考えて実行に移していくべきだということをまとめとして力強く訴えていく必要があるのかなと。

森委員。

○委員（森 哲也君） 今回所管事務調査をして本当に難しいなというような感じています。難しいからこそ違法民泊とかも出てくる可能性も今後出てくるのかなと思えたので、本当に違法民泊とかもチェックして、相談窓口のほうでも違法に対する対策のほうも今後しっかりとっていったほうがいいのかと感じました。

○委員長（広地紀彰君） 適正運用が図られてこそその利点が見えてくるわけですので、先ほども森委員からそのような主旨のお話承っておりますので、違法対策や相談窓口の既存は町民のみなさまの福利を大事にしていかなければいけない部分ありますので、それがあってこそですから、そういったことも書き添えてよろしいですか。雑駁ではありますがまとめさせていただきました。そういうことで一度、正副委員長で原案をつくらせていただいた上で、お示ししました再度、議論等あれば開いていくということで、そういうようにまとめていくということでよろしいでしょうか。今回の民泊のあり方についてということは、そのような形でまとめて報告させていただくこととさせていただきます。

それでは、ほかに委員のほうからありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） ご意見なしと認めます。

◎閉会の宣告

○委員長（広地紀彰君） それでは、以上をもちまして産業厚生常任委員会を終了いたします。

（午後 2時44分）